

人称に関する日・仏語対照言語学的研究

青木三郎

はじめに*

対照研究の歴史を振り返ると、まず（アメリカの）構造主義言語学によって語族の全く異なった言語の音声・形態の体系を比較・対照することが可能になり、特に日本では対照研究が英語教育の分野で大いに貢献した。さらに深層構造—表層構造および変形操作のモデルを提唱した（初期の）変形生成文法により、表面の個別性を越え、人間の言語活動の内奥に潜む普遍性の観点から対照研究の問題が取り組まれるようになった、と概括してよいと思われる。⁽¹⁾ このことは、対照言語学が独立の研究分野ではなく、あくまでも或る特定の言語理論を背後に持ち、いわばその応用として成り立っているということを意味する。しかし対照研究は、その性質として多様な目的を有して然るべきものである。例えば、实际的に語学教育に応用することも一つの目的であるし、またテキストの自動翻訳への応用も今日の課題として重要である。また、発想や表現の相違の観察は文化論に行き着くことにもなる。さらに扱う言語によって対照の方法が様々に変わることも事実であり、二言語のうちどちらの言語に重点を置くか、どちらの言語の視点から分析をするかで得られる結論も異なってくる。従って、対照分析を行なう際には、なぜ対照研究を行なうのか、その目的と、何を比較対照するか、即ち、分析の対象とをまず規定しておく必要がある。

1. 日・仏語対照研究の目的・対象

日・仏語の対照的研究の目的は、両語の文法現象の観察を通じて、両語に内在する「原理」を探り当て、そしてその「原理」に基いて相違を明確にすることにある。しかしそれは余りに壮大な目的であって、何の準備もなく到達する

ことはできない。従って、これを最終目的とし、具体的には、様々に「局地戦」を繰広げ、試行錯誤を繰り返してゆかざるをえない。⁽²⁾

まず始めに考えなければならないことは、日本語と仏語をつき合わせて何が対照できるのかを明らかにすることである。何を対照するかは、当然扱う言語の性質によって異なる。例えば、英語と仏語のように形態的に極めて類似する言語では、形態上の範ちゅうをそのまま文法範ちゅうとして捉えることができる。冠詞 (*a, the, le, les, un, etc.*) の問題は、英・仏語では形態上の保証があるため名詞限定とは何かを問い直さずとも、名詞限定の問題として両語の用法の比較対照が可能である。しかし、日本語では冠詞が存在しないため、英語や仏語など冠詞を有する言語と直接に名詞限定を比較対照するわけにはゆかない。⁽³⁾ 対照を可能にするためには、名詞限定とは何かという問題から考えてゆかなければならない。反対に、日本語には格関係やその他もろもろの関係を表わす助詞があるが、それらの働きを直接に仏語や英語と対照することはできない。例えば、日本語学で提唱されている「取り立て助詞」などが対照研究において扱われるためには、「取り立て」とは何かをより一般的な分析概念で捉え直さなければならない。このように両語で形態上の対応がない場合は、形態の背後に存する意味的な範ちゅうを構成する「原理」を問題にすることで、はじめて対照研究が可能となる。また、仮に対応形式が認められる場合にしても、多くはそれぞれの形式がもつ多様な用法の一部が重なりあっているだけにすぎず、表面上の対応形式の比較は余り有意義なものではない。例えば、「完了」を表わす形式をみてみよう。仏語では複合過去形、日本語では助動詞～タを挙げることができる。この二つの形式は、

(1) a. Ce matin je me suis levé à 5 heures.

b. けさは五時に起きました。

(2) a. J'ai bien dormi.

b. よく寝ました。

などの「過去」「完了」の文脈では対応しているが、

(3) あした会議があったっけ。

(4) さあ、買った、買った。

のような気づき、命令などモーダルな用法は、仏語の複合過去形にはない。反対に、仏語の複合過去は助動詞 *avoir* (または *être*) + 過去分詞であって、とくに過去分詞は「状態変化」と受動態の問題につながっている。この観察からだけでも既に、日・仏両語の「完了」の表わし方の相違が見てとれる。仏語

では完了形式がヴォイスの問題と関わっているし、日本語では話し手の判断モダリティと絡み合っている。「完了」というテンス・アスペクトの問題も純粹に時間の概念だけに還元することはできないということになる。

ヴォイスに関しても、例えば、受動態の形式は、仏語では être + 過去分詞で、日本語では～ラレルで例(5)のように同様の意味価値を表わすことができる。⁽⁴⁾

(5) a. Pierre a été dupé par Marie.

b. ピエールはマリーにだまされた。

しかし、～ラレルは、受動態の他に「自発」「可能」「尊敬」の用法もあるので、受動態が～ラレルの本質とは言い難い。仏語においても、動詞 être が「受動」を表わす固有の形式というわけでもなければ、過去分詞がそうであるというわけでもない。対照研究の意義は、部分的に重なるところのある「完了」の形式や「受動」の形式などが両語の体系の中でそれぞれいかなる働きをしているのかを把握することにより、それぞれの言語の特色を浮き彫りにするところにある。

仏語と日本語の対照研究では、このように部分的な形態的対応を頼りにして、共通の意味範ちゅうがどのように組み立てられているかを観察することが最も有効な作業であり、そこから、次の段階として、それぞれの言語の形式から問題を提出し、対照の対象を築いていくことができる。先の例で言えば、テンス・アスペクトとモダリティの関係、テンス・アスペクトとヴォイスの関係といった問題の提起である。なぜ、言語によって違った問題が提起されるのか、それを考察することが既に対照研究の存在理由の一つといえよう。形式的対応のない名詞限定の問題や「取り立て」などの問題は、日・仏語の特性が十分に明らかになった段階で考察すべき問題で、かなり進んだ理論的操作を必要とするものである。

本稿では、先に述べた対照研究の最終目的を遠くに見ながら、準備段階として、特に人稱の問題に関して日・仏両語の形式がいかなる問題を提起するかを見てゆきたいと思う。

2. 人稱をめぐる

仏語の人稱で問題になる形式は、人稱代名詞 je/tu/il/nous/vous/ils/on (およびその自立形 moi/toi/lui/nous/vous/eux/soi) である。これらの人稱代名詞は動詞述語に緊密に結合しており、一般に動詞人稱 *personne verbale*

と呼ばれる。例えば、*je* は、文法機能上は動詞述語の主語であり、意味的には事態の参与主体を表わす。⁽⁶⁾ それに対し、日本語のワタシ（アタシ／ボク／オレなど）は文法機能的にも、意味的にも動詞述語と何ら関わりがない。この事実からも日本語の人称と仏語の人称は直接に比較対照できる性質のものではないことが分かる。仏語の人称の問題は BENVENISTE (1966) が詳しく、日本語の人称は鈴木孝夫 (1973) が詳細を論じている。BENVENISTE (以下Bと略す) は、人称を区別しない動詞はいかなる言語にも存在しないと主張する。B は、G. J. RAMSTEDT の *A Korean Grammar* を読んでおり、朝鮮語の動詞に文法的な人称の区別のないことを知っているが、それに関し、

「話し手と話し相手との身分に応じてその形は極端に多様化し、相手が目上の人か、対等の人か、あるいは目下の者かに従って変異する。話し手は姿をかくし、非人称表現をふんだんに用いる。身分関係を無遠慮に強調するのをさけて、話し手は、多くの場合、人称に関して区別のない形で満足する。そして人称の関係は、礼儀作法の洗練された感覚によってのみ、これを正確に理解することができるのである。しかしながら、ラムステットのよう、習慣を絶対的な規則としてたてるべきではなかろう。それはまず、朝鮮語には完全な一そろいの人称代名詞が存在して、それがはたらきうるからであって、これこそ本質的な点である」(Ibid. p.226)⁽⁶⁾⁽⁷⁾

と述べている。また別の箇所では、

「人称のない言語は考えられない。ただありうるのは、ある種の言語において、ある種の状況の下で、これらの《代名詞》がことさらに省略されることである。極東の大部分の社会の場合がこれであって、礼節上の社会習慣から一定の集団の人びとの間で、直接的な人称指向に代わって迂説的表現や特殊形の使用が要せられる。しかしかような習慣は、さけられた形の価値を強調するものにほかならない。陰伏的には人称代名詞の存在していることが、階級関係によって要求される代用形に、社会的・文化的価値を与えているのである。」(Ibid. p.261)⁽⁸⁾

という考えが見出される。Bは極東言語の人称代名詞に注意を払っているわけであるが、それはつまるところ、Bの人称論にとって何ら不都合なものではな

いこの確認に他ならないと考えられる。

他方、鈴木（1973）は、ワタン、オレ、アナタ、オマエなど人を表わす言葉に関して、

「(…) 日本語のいわゆる狭い意味での人稱代名詞は他の語彙から独立した一つのまとまった語群を、形体的にも機能の見地からも形作っていない以上、これだけを切り離して扱う意味がなく、むしろ、親族名称、地位名称などと一括して、話し手が自分を表わすことば、および相手を示すことばという広い見地に立って、それぞれを自称詞、対称詞と呼ぶほうが適切であると私は思っている」(Ibid. p.134)

という考えを示している。鈴木が発想は「日本語を、そして日本の現実をはかる尺度は、日本語それ自体、日本的現実それ自体に求められるべきだ」(Ibid. p. 128)」というものである。西欧語の人稱概念では、日本語の人を表わすことばの本質を理解することは不可能であり、日本語の言語事実の中から説明原理を探らなければならないのである。Bと鈴木を並行して読んでいても、そもそも論の出発点が違うので直接の「対話」は不可能である。しかし、Bの人稱論はあとで見るとフランスにおける発話理論の発展の基礎となり、十分に一般言語学的射程を有するものである。一方鈴木の人稱論は、印欧語の人稱概念では押え切れない日本語の現実を的確に捉えていることは疑いを入れない。我々は、以下でこの二つの人稱論をたよりに、日・仏両語の人稱の問題を対照的に考察しうる基礎を固めたいと思う。

2.1. BENVENISTE の人稱論

Bの人稱論は、諸言語に観察される三つの人稱において、各人稱の対立がいかなる原理によるものかを理論化するところにその本質がある。Bの提唱する原理とは、動詞人稱表現が常に「人稱性の相関関係」と「主体性の相関関係」によって組織されているというものである。「人稱性の相関関係」とは、一人稱、二人稱を三人稱から区別する関係である。一人稱 je は話し手であり、二人稱 tu は je に話しかけられる相手であるが、それに対して三人稱 il は、je/tu の構成する空間の外にあって、je/tu のように特定の〈人稱一人〉に結び付いたものではない。ここで明らかなように、Bにとって人稱 personne とは、je/tu のみであって、三人稱は人稱から除外され、非 = 人稱 non personne と規定される。⁽⁹⁾ 〈人稱-非人稱〉の対立において je/tu と

il を区別したあと、Bは je と tu を「主体性の相関関係」によって区別する。Bの考えを引用しておく。

「わたし／あなたという一対には特殊な相関関係が固有のものとして属している。それを仮に主体性の相関関係とよぶことにしよう。《わたし》と《あなた》とを区別するもの、それはまず、《わたし》の方は、言表の内部にあり、かつ《あなた》の外部にあるという事実である。もっとも《あなた》の外部といっても、それは対話の人間の現実を消滅させてしまわない仕方においてである。(…)このほかさらに、《わたし》は、《あなた》に対してつねに超越的である。わたしが《自我》から出て、ある存在と生きた関係を結ぼうとすれば、私はどうしても《あなた》に出会うか、さもなければ《あなた》を設定することになる。それは、わたしのそとにおいては、想像しうる唯一の《人称》なのである。この内在性と超越性という特質は、固有のものとして《わたし》に属するものであり、しかもそれは《あなた》に入れ換わる。そこで《あなた》は、《わたし》の表わす主体的人称に対して、非＝主体的人称と定義することもできよう。そしてこの二つの《人称》がいっしょになって、《非＝人称》(＝《かれ》)の形に対立することになる。」(op. cit. p.232)⁽¹⁰⁾

Bが「主体性」と「人称」を区別して用いていることは、この引用からはっきりと理解できよう。この「主体性」とは、「話し手がみずからを《主体》として設定する能力のこと」(ibid. p.259)であり、「ことばのなかに《主体性》の宿っていることが、ことばのなかに、そしてわれわれの信ずるところでは、同様にことばのそとにも、人称という範ちゅうをつくり出すのである」(ibid. p.263)。言換えるならば、「人称代名詞はこのように、ことばにおける主体性を明らかにするための最初の支点」(ibid. p.262)なのである。je は「話し手を話し手として宣言するもの」(ibid. p.254)であり、話し手は、「ディスクールにおいてことば全体を自分のものとして引き受けるのである」(ibid. p.254)。

Bをこのように読んでくると、素朴に次の二つの疑問が起こる。一つは、ことばの中に、「主体性」が設定されていると考えることはBの卓見であるが、果たして、具体的に仏語の人称代名詞 je が常に言葉全体を引き受ける話し手を表わしているのか、という疑問である。この問いに関して、J. LYONS (1984)は「主体性」を表わす形式がラングに備わっているかどうかが本質的な

問題ではないことを指摘している。

「例えば、“Il pleut”（雨が降っている）という文は、それ自体、英語の文 “It is raining” と同様に「主体性」のいかなるマークも有していない。しかし、多くの文脈で（おそらく日常のたいていの文脈で）、話し手はイントネーションや文を修飾するパラ言語的要素によって文の命題内容をいかに引き受けるか、どの程度引き受けるか、その引受けの質と程度を表わすのである。ある言語の文のなかにコード化されたものと（キュリオリ式に言えば）発話文という言語活動の所産の中に表われた発話操作の痕跡がもたらすものとの区別を尊重することは重要なことである」（*Ibid.* p.138-139）。⁽¹¹⁾

この J. LYONS の指摘は重要である。確かに仏語で文中に *je* が現われなくとも発話全体の「主体性」は認められる。では、Bが「主体性」のマークとして執拗に論じる *je* はどのように規定すればよいのであろうか。

もう一つの疑問は、Bの人稱の考え方それ自身である。人稱をBは *je* と *tu* というディスクールの直接の参加者にのみ限って考えているようである。しかし先に見たようにBが極東の言語を問題にし、人稱（代名詞）が存在すると論じたとき、Bの言う人稱とはディスクールへの参加者ではなく、動詞の表わす事態に現われる「登場人物」のことを専ら考えているように思われるのである。日本語の例が一番分り易いであろう。例えば、「お見送りする」という動詞では、見送られる者が見送る者より目上である。これは事態に現われる「登場人物」の規定であって、話し手レベルの問題ではない。⁽¹²⁾

Bの人稱論は、*je* / *tu* の特質に注目することによって、人稱と「主体性」の問題に鋭いメスを入れたわけであるが、別の見方をすれば、仏語では、「主体性」のマークと人稱のマークが緊密な関係にあるということでもある。その結果先に引用したように、人稱代名詞が「ことばにおける主体性を明らかにするための最初の支点」になるのである。しかし、人稱をディスクールへの参加者とのみ捉えてしまえば、上の日本語の動詞における人稱の「機能」を捉えることはできない。従って、ここで明確に「主体」の問題と「人稱」の問題を区別しておく必要がある。仏語の人稱代名詞の場合、「主体性」の考察を抜きにして人稱代名詞を理解することはできない。それに比して、日本語では、「主体」と「人稱」（即ち、事態における登場人物）は切り離されている。この

ように考えると、「主体」と「人称」の絡み合いがどのようにになっているのかをそれぞれの言語で見てゆくことが重要であるということになる。

フランスにおいて「主体」についてBの考えを理論的に深めていったのは、A. CULIOLI の発話理論である。以下で、A. CULIOLI の発話理論における「主体」の捉えかたについて見ておこう。

2.2. A. CULIOLI の発話理論における「主体」

「主体」とは A. CULIOLI (以下Cと略す) にとっては発話主体にほかならない。発話 *énonciation* は、「空間 *espace* を構築し、指示価値 *valeurs référentielles* の網を方向づけ、限定し、確立すること、即ち、一言で言えば、定位体系 *système de repérage* を打ち立てること」(A. CULIOLI(1973), p. 88) であり、全ての発話文は「発話の場 *situation d'énonciation* に定位され、発話の場は発話主体 *sujet énonciateur So* (より正確には第一の発話者) と発話の時間 *temps d'énonciation To* によって規定されている」(*ibid.* p. 88)。Cの発話理論において問題となるのは、発話の領域 *domaine de l'énonciation* と発話文の領域 (*énoncé*) との関係である。このように問題を設定すると、その帰結として発話主体 *So* が第一人称 *je* を表わすのではないということになる。何故ならば、*je* はマーカーとして発話文の領域に属するのであり、発話の領域との関係で規定されるものだからである。発話主体は全ての発話の場における「主体間の空間」*espace inter-subjectif* の源である。Bに欠如しているのは「発話主体 *énonciateur* のコンセプトである」(A. CULIOLI (1984), p. 83) とCは指摘する。では発話主体のコンセプトとは何か。それについてCは講義録の中で次のように述べている。多少長くなるが引用しておく。

「発言者 *locuteurs* は明確に区別できるものであり、おたがいに分離している。発言の行為 *actes de locution* は閉じたインターバルによって表わすことができる。つまり、誰かが話し始め、誰かが話しをやめる。常に、何か「話し始め、そして、それ以上話をしない」という意味での事件が起こるのである。

他方、発話者 (*So*) と共発話者 (*So'*) の問題がある。これらはいくつかの重要なコンセプトを背後にもっているが、「抽象的な審級」が問題なのである。⁽¹³⁾ 私は、この概念を明確な理由があって私のメタ言語体系に導入した。第一の理由は、論拠立ての問題や集団のリプレゼンテーション、発話主体の

構築などに関する研究を行なう場合に、認識論的主体や普遍的主体から抜け出ることができるからである。第二の理由は、発言者は個別化し分離した事件の審級を問題にするが、発言者は厳密な意味で“他者”になれないのである。つまり対発言者にはなれないのである。(中略)

発話者は分離可能であるがかならずしも分離しているとは限らない審級である。ある場合は、包括的に一つの審級に還元されるし、ある場合は分離される。私は発言者で、発話の間じゅう発話者と同定されており、*je*として表わされる。とくに、私が発言者かつ断定者である場合、断定をするためには、公的に宣言をしなければならない。内面化した断定は断定とは言えない。断定にはもう一方で宣言に責任をもち、保証人となる人間の参加が必要である。

もし単に発言の審級しかなければ、本当の断定は存在しない。責任をもってひきうけるためには、保証人とならなければならないのである。保証人は、制度上請け合ったものが実現しなかった場合、制裁をうける。もししかじかの事件がしかじかの結果を生じると断定しておきながら、その結果が実際起こらなければ(……)制裁をうけるのである。これで単に発言者だけを問題にしない重要性は理解できるであろう。それは「内的な保留」*réserve intérieure*の問題である。誓うことを頼まれたとしよう。その場合、内的保留をして誓うことは可能である。その時、発言者は確かに誓いを立てるが、発話者(断定者)は保証をしていないのである。

ある場合には、発話者と共発話者が分離していることがある。その時は、発言者は発話者に同定されている。と同時に発話者は発言者に同定されている。というのは、実際のところ、発話者は発言者を基にして構築されるからである。ほかの場合には、発話者と共発話者が混ぜあわせになっていることもある。つまり融合 *coalescence* してしまうのである。それは、例えば、不定代名詞 *on* や、修辭的疑問文、または、作者が論の進行に従ってそのつど発する虚構の疑問文などにおいて見られるものである。虚構の疑問の場合は、作者があたかも虚構の相手(対発言者)を作ってゆくようなものである。というのは全ての発話者は、自分自身との関係において、自分自身を共発話者として構築しているからである。」

(A. CULIOLI (1984), pp. 61-62)⁽¹⁴⁾

この引用から理解できるように、Cのいう発話者とは発言内容を引き受ける保証人と考えてよいであろう。保証がなければ発言内容は有効ではない。と同

時に有効でなければ、制裁を加えられることもない。発話者は発言内容をいろいろな形で表わすことができるのである。つまり、自らのものとして責任をもって引き受けたり、第三者からの又聞きとして報道したり、あるいは第三者の情報をあたかも自らのものとして言い表わしたりすることができるのである。また、発話者は発言内容を自分一人が保証人となって引き受けることもできるし、他の人と連帯保証人になったり、一般的に誰でもが保証人であることもできる。このように、発話と発言を区別することにより、誰が発言しているのかという問題と誰が責任をもって引き受けているのかを様々な場合において算出することが理論的に可能となる。

仏語の人称で重要なのは、このCの考えに従うならば、発話者—発言者、共発話者—共発言者、事態参与の主体の関係を見てゆくことである、ということができる。何故ならば、仏語の人称マーカーはこれらの諸主体の関係のマーカーにほかならないからである。この観点から、つぎに具体的に人称マーカーを観察してゆきたいと思う。

2.3. 仏語の人称マーカー

2.3.1. 用法の多様性

観察をいたずらに複雑にしないため、ここでは間接話法の場合は考慮しない。発話者イコール発言者、即ち *je dis* の場合のみを扱うことにする。je は上のCの引用の中にもあるように、発話者と同定された発言者を表わす。“*je dis*”, “*je sais que P*”, “*je crois que P*” などはその典型的な例である。次に例(6)–(7)などでは発話者(イコール発言者)と事態参与の主体が同定されていると考えられる。

(6) *Je suis en train de travailler.*

(僕は仕事をしているところだ。)

(7) *J'ai rencontré Pierre hier soir.*

(きのうの夜ピエールにばったり会った。)

それに対し、*tu* は事態参与の主体が発話者(=発言者)とは異なる主体であることを表わす。従って、*tu* は共発話者(=共発言者)に同定される。*il* は発話者—共発話者で規定される空間の外にある対象を指示する。この考察はCを待つまでもなく、このC以前、さらにはB以前にもすでに指摘されていることである。⁽¹⁵⁾ 従って、この点に関してはもはや議論を行なう必要はないであろう。しかし、仏語の形式をその用法にあわせて観察してみると、実際の用法は多様であり、それらを無視することはできない。例えば、*je* は親が幼い子

供に向かって、

(8) Comme j'ai de beaux yeux!

(何ておめめがきれいなんでしょう。)

(9) Est-ce que j'aime toujours les gâteaux?

(ボクまだお菓子食べたい?)

(10) Est-ce que j'ai été sage aujourd'hui?

(ボクきょうはおりこうにしていたかな。)

などと言うことができる。(因に英語では、これらの文脈で I を用いることはできないようである。) また、特殊な例であるが、je が il の価値で用いられることもある。次の例(11)―(12)のような場合である。

(11) Il bondit sur sa mitrailleuse : et je t'en fauche, je t'en fauche
…(GREVISSE (1969), p.417)

(彼は機関銃にとびかかり、ダダダとうちまくった。)

(12) Elle prit un balai, et je te balai, je te balai.

(CRESSOT (1943), p.255)

(彼女はほうきを手にとり、さっさと掃いた。)

次に、二人称の tu は一般的に「人」の代表として機能することがある。

(次例参照。)

(13) Avec cette auto tu te sens un autre homme.

(D. MAINGUENEAU (1981), p.16)

(この車に乗ったら、人が変わるよ。)⁽¹⁶⁾

(14) Quand on lui demande quelque chose, il ne te répond même pas.(*Ibid.* p.16)

(彼に何かを頼んでも、答えてくれたためしさえない。)

il に移ろう。il には、tu を指示する文脈がある。

(15) (子供に向かって) Il a été gentil? (CRESSOT. *op.cit.* p.256)

(坊や、おりこうにした?)

(16) (レストランで) Monsieur m'a appelé ?

(お呼びでございましょうか。)

さらに複数人称形 nous, ils (ここでは vous については扱わない)、および不定人称代名詞 on には様々な、そして複雑な用法がある。

nous はよく知られているように、親が幼い子供に話しかけたり、医者が患者に容体をたずねたり、雇用者が被雇用者に向かって発する場合、tu の価

値を持つことができる。例えば、TOGEBY (1987) が次の例を挙げている。

- (17) Alors, nous ne voulons pas nous coucher aujourd'hui.
(*Ibid.* p.392)
(それじゃ、今日はネンネしないのね。)
- (18) Eh! nous sommes profonde. (*Ibid.* p.392)
(何て思慮深いんでしょ。)
- (19) Est-il là, oui ou non? —Comme nous sommes impatient!
(*Ibid.* p.392)
(彼、いるのいないの。—この子ったらどうして我慢できないの。)
- (20) En fait de soins, “nous” avons surtout besoin de repos, de calme, de méditation. (*Ibid.* p.392)
(治療の仕方としては、特に、ゆっくり休むこと、静かにしていること、瞑想することが必要です。)
- (21) N'avons pas peur, le bon docteur Barbarin va nous guérir en deux coups de cuiller à pot. (…)(*Ibid.* p.392)
(怖がらなくてもいいんだよ。この名医バルバラン先生がスプーン二杯ですぐに治してあげるからね。)

nous にはその他、尊者の nous (nous de majesté) と呼ばれる nous と、謙遜の nous (nous de modestie) と呼ばれる nous があり、ともに je の意味価値を持つことはよく知られている。

三人称複数 ils は、あるカテゴリー全体の成員を表わすことがある。その時は、単に「彼ら」というニュアンスではなく、しばしば「やつら」といった軽蔑やあるいは婉曲のニュアンスを伴うことが多い。

- (22) Ils sont encore au sud de Mamezaki, à plus de soixante mille
…Mais ils viennent. (SANDFELD (1970), p.33)

(やつら (=敵) はまだマメザキの南……約60海里のところにあります。
しかし接近してきます。)

これらの単数・複数人称をざっと眺めただけでも、仏語の人称代名詞には、単に発話者と事態参与の主体との関係に還元することのできない様々な問題の含まれていることが理解できるであろう。しかしこの観察を整理してみると、現象は等質的とは言えない。少なくとも、次の二点に分けて考えることができる。

- a) 対話の場における je/tu の扱い。

je の代わりに用いる nous.

tu の代わりに用いる je, il.

il の代わりに用いる je

b) 事態の場における il の複数化, 一般総称の tu などの扱い。

(不定代名詞 on は, a), b) いずれにも関わってくる。)

ここでは, a) の問題を中心にみてゆくことにする。対照研究の視点からは, とくに日本語の「二人称」を表わすボクの問題などとの関わりで, a) の問題が興味深いからである。

2.3.2. je/nous の表わす機能

まず, je が何故 tu の代わりとして使われるのかを考察しよう。この問題に関してはつとに CRESSOT (1943) が人称の転換 *transposition de personne* という表現を用いて説明している。CRESSOT によれば, この転換は, 論理の違反 *infraction à la logique* (p. 255) であり, その結果, 情的なニュアンスを得ることができるのである。通常の働きとは別の働きを持たせるところに独特のニュアンスが生れると考えるわけである。CRESSOT はこの人称の転換による表現効果は DAUZAT の説く名詞の性の変換による情的効果と同列に論じることができると考えている。⁽¹⁷⁾ 仏語では, 確かに, 性転換や単数のところを複数形で用いる数転換などによって独特の表現効果を狙うことができ, それと並行して人称転換を扱うことは方法的にも, 原理的にも正しいものと考えられる。しかし, それだけではやはり問題は解決しないのであって, 理論的に発言と発話を区別するに至った現状では, 人称転換の考えを「解体」し, どの主体とどの主体の関係がマークされているのか明らかにしなければならない。

D. MAINGUENEAU (1981) は, 「話し手の話題を聞き手に引受けさせることによって, 話し手—聞き手の相互性をなくしてしまうことが本質である」(*ibid.* p. 18) と説明する。⁽¹⁸⁾ 親と幼い子供との間で, 「赤ん坊とは親密な関係をつくるので話しをしないわけにはゆかないが, 同時に赤ん坊がまともに答えることはできないことも大人は知っている」(*ibid.* p. 18) のである。⁽¹⁹⁾ つまり発話者に対して共発話者は反ばくおよび反応不可能な存在として認識されていると考えられる。この解釈は単なる人称変換ではなく, 対話者相互の立場を規定することによって, より一般的, 原理的な説明を目指しているものといえる。

ここで, D. MAINGUENEAU の考えを寄りどころにして, 発話者—共発話者,

発言者—共発言者の関係について考えてみよう。発言者(大人)は共発言者(幼児)との関係をまず認識する。つまり、現実の対人関係、ここでは大人と赤ん坊という関係の認識から出発して、赤ん坊を大人の断定した事柄に関して賛成したり、異議を申し立てたりして、大人の保証人としての資格を脅かすものではない主体として規定するのである。共発話者としての赤ん坊の立場はいわば発話者に依存し、保護され、発話者の立場の一部と化しているといえる。発話者は共発話者の立場を対立・排除するのではなく、反対に自らの一部に融合してしまうことによって実質的に共発話者の立場を無化してしまっているわけである。とすれば、共発言者(話し相手)として具体的に眼前に存在する赤ん坊も、共発話者としてはその立場が発話者のそれに融合しているために、*je* で指示することができるのである。反対の発想をするならば、話し相手が *tu* なのに、*je* を用いることのできる場合は共発話者の立場が発話者の立場に融合され、無化されている場合なのである。⁽²⁰⁾

この例から理解できるように、伝話では発言者と共発言者の関係から出発して発話の場における共発話者の立場を、発話者に反ばく可能なものかどうかという観点から規定すると考えられる。

例(17)―(21)に挙げた *tu* の代わりに用いられる *nous* も同様の考えによって規定できるであろう。*nous* は *je* に比べて使用範囲がより広い。大人—子供、医者—患者、雇用者—被雇用者などの関係において用いられるわけであるが、基本的にこれらの対人関係は相手が発言者に対して従属関係にあるという点で共通している。従属関係にあるということは、場合によって、相手が一人前ではないために勇気づける関係にもなるし、また、相手を歯向いのできない被支配者として扱うことにもなる。そのニュアンスはその場合におけるイントネーションなどによって変化する。いずれにせよ、発言者—共発言者の対人関係の認識から出発してここでもやはり発話者—共発話者の関係を規定する。即ち、共発言者は共発話者に同定されるのであるが、共発話者は発話者に対して従属的主体として規定されるのである。従って、反対に、*nous* で発せられた質問に対し、子供や患者が *nous* を用いて答えることはできない。*nous* を用いて答えたとしても、滑稽なひびきしかもたない。

(23) —*Est-ce que nous avons été sage aujourd'hui?*

—*Oui, Maman. Nous avons été sage aujourd'hui.*

この例では、親が子供に対しては *nous* を用いているが、子供の応答における *nous* には、子供と親との双方が含まれる複数の *nous* の解釈しかできない。

2.3.3. 「尊者の nous」と「謙遜の nous」について

nous の重要な用法の一つに「尊者の nous」, 「謙遜の nous」の用法がある。「尊者の nous」は,

(24) Nous, Président de la République, sommes tenu par la Constitution de veiller à ce que l'ordre ne soit pas troublé.

(共和国大統領は憲法により, 秩序に乱れなきよう監視する義務がある。)

(25) Nous, Préfet de l'Oise, avons ordonné ce qui suit.

(オワーズ県知事は以下の件に関し命令を下す。)

のような例で理解できるように, 発言者が社会的に権威・権力を有する場合に用いられる。CRESSOT はこれを *pluriel augmentatif* であると説く (*op. cit.* p. 256)。そこから, 誇り, 自己の横溢といったニュアンスも生れるとし,

(26) Es-tu de ceux-là, toi? —L'enfant dit: "Nous en sommes."

(V. Hugo, *Sur une barricade.*)

という例を挙げている。

Bは nous が je の数量化あるいは複数化したものではなく, je が「拡張」して輪郭のぼけたものであると説明している。そして, je が「自己増大」すると, より尊大に解釈され, 「尊者の nous」となり, 反対に, nous が je による強すぎる断定をばかすと, 「謙遜の nous」になると説く。(*op. cit.* p.234-235 参照。)

これらの説明では, nous の中に含意される je 以外の要素の扱いが明確に規定されていない。「尊者の nous」において重要なのは, 発言者が権威・権力を持つ, 集団の代表であるという点である。この場合, 我々の考えでは, 共発言者との関係が出発点なのではなく, 発言者がある集団(コミュニティ)の一員であるという認識が出発点となる。発言内容を保証するのは発話者であるが, 発話者はこのとき一個人ではなく, 集団全体である。発話者=集団全体に保証された個人(発言者)こそが集団の代表者であり, その発言は集団に認められた権威・権力が備わっている。nous は, このように集団としての発話者と発言者との同定のマーカーである。従って, 「尊者の nous」を用いながら, 集団を代表しない個人的な行動の叙述を行なうことには矛盾がある。

(27) ??Nous, Préfet de la Seine, avons une faim de loup.

「謙遜の nous」は, 例えば, NYROP (1979) が「問題となっている行為, 意見が独占的に話し手独自のものではないことを表わし, 話し手が他者とそれ

らを分かち合うふりをする」(p. 215) ために、慎しさが感じられると説明する nous の用法である。確かに、例(28)における nous の使用は、実際には作者 RAYMOND DUMAY 一人を指しているのに、je でも無論かまわないわけであるが、nous にすることによって、ここでの用語では、発話者は発話の資格を共発話者にも与えるので、独断を避けることになる。

(28) L'accélération de l'histoire n'épargne pas même un domaine en apparence aussi stable que celui du vin. Aussi nous est-il apparu qu'après plusieurs années de services, que nous espérons bons et loyaux pour ses lecteurs, une mise à jour du *Guide du vin* s'imposait. (*Guide du vin*, RAYMOND DUMAY, p.5)

(歴史の急速な進展は、ワインのような見た目には安定している領域にさえ容赦なくやってきます。それで、第一版の上梓から数年を経た今、無論第一版が読者の皆様へ快い、そして忠実なサービスを提供できたのであれば幸いです。ここに新しくワインガイドを刊行する必要性がでてきたのです。)

「謙遜」は、従って、結果的に表わされる意味価値であり、本質的には発話者と共発話者の連帯を表わしていると考えてよいであろう。連帯という観点からは、講演や講義などの際に用いる nous も同様に扱うことができるが、この場合は「謙遜」というよりも、講演者と聴衆の知識の共有が主眼となる。⁽²¹⁾

このほか、nous に関しては、新聞やテレビ・ラジオなどでどのように現われるか、一つのテキストのなかで、je/on などどのように使い分けられるかなど実際に調査しなければならないことが多いが、ひとまず nous の考察はこれまでにしておく。⁽²²⁾

2.3.4. tu の代わりに il

例(15)―(16)における il の考察に移ろう。大人が子供に向けて発する場合の il (例(15)) は、二つの理由が考えられる。CRESSOT は、子供は自らを三人称あるいは名前で呼ぶことが多いので、この子供言葉の模倣で il が現われると説く。(op. cit. p.256. 参照) D. MAINGUENEAU はあたかも対話者が話しの空間の外にいるかのごとく扱うために il が現われると考えている。(op. cit. p.18. 参照)

il はさきに見た B の人称論では non personne、即ち、対話の場に居合わせない対象を表わしたが、D. MAINGUENEAU の仮説は B の人称論の延長線上にあるといえる。子供に向かって発する il は、A. JOLY (1973) の引用する

心理学者 R. ZAZZO の説に従うならば、

1) 一才頃までは、子供は自分の映像を認識することができないが、他者の映像は認識でき、

2) 一才前後の次の段階で、名前を言うことはできないが自分の映像とともに遊ぶようになり、かなりの単語を獲得し、そして

3) 二才ごろになって、「コレ、ダアレ」と聞くと自分の映像をみて、戸惑いが無いわでけけないが、「Fanfan (enfant)」と言うようになる。しかし、自分のことについては、既に名前ではよべるのである。形は崩れるが、Jean-Fabien が Dadin になる。

4) そのすぐあとの段階で、子供は自分の映像を認識し、それを見て、自分の名前を「C'est Dadin」のように言える。

5) そのあと、二才八ヶ月になってようやく、鏡や写真(ビデオではない)の前で、例外的な自分の名前の代わりに moi を使うことができるようになるが、通常は自分の映像を名前を用いて示すことを好む。moi は特に自分自身のことをしゃべるときに限られる。

6) 最後に、三才頃になって、鏡に映った自分の像をはっきりとためらいなく自分であると認識できるようになって、je が現われる。

子供は二才ごろに自分のことを名前で呼ぶようになり、二才六ヶ月で他者、および自分のことを il で表わすことができる。しかし、この段階では、je はまだ現われてこない。(Ibid. p.72 参照。)

このような子供の言語発達の段階を考慮に入れるならば、まだ je の使用を獲得していない子供にむかって、tu を使うよりも、その子供の名前を使った方が自然である。少なくとも、話しかける親の方の意識では、そうなのではないかと思われる。そう考えると、CRESSOT の説の方がより妥当であろう。ただし、親が子供のことばを模倣して、il を用いているのかどうかは、必ずしも判然としない。つまり、CRESSOT の説を拡大してゆくと、il の出どころは、三人称を用いる具体的な子供の発話であり、それを受けて、大人が子供を il で表わすという、一種の再解釈が行なわれるものと考えられる。このように il を発話の派生的用法と捉えるべきなのであろうか。ここに、若干の疑義をはさみこむ余地があるように思われる。というのは、赤ん坊をあやししながら、親が、

(29) Qu'est-ce que tu es souriant, mon bébé.

(なんてニコニコ顔でご機嫌なんでしょう。)

というのは全く自然であり、このとき、tu は話しかける相手(共発言者)として扱っている。大人は、子供が共発話者として反ばく可能な存在とは考えないであろうから、ここでは単に話しかける相手ほどの扱いになるのである。それに対し、

(30) Qu'est-ce qu'il est souriant, mon bébé.

(なんてニコニコ顔でご機嫌なんでしょう)

も全く自然な発話で、このときの il は、赤ん坊のことばの模倣と言うよりも、赤ん坊に話しかけながらも、大人は赤ん坊を発話の場に参加しない(参加できない)主体として捉えているのではないであろうか。結局、子供に向かって il を使うのは、大人が子供を「子供扱い」している場合なのである。このように考えると、はじめの二つの仮説は相反するものではないということがわかる。子供の実際の発話の受け直しと再解釈という発話派生的な考えは、不自然であるが、子供が自分のことを il で表わす段階が存在することは否定できない事実であり、その段階で、大人が子供を真の対話の相手(つまり共発言者=共発話者という関係の構築)として扱っていないことも恐らく事実である。

この事情を我々の基本的な仮説から規定し直すと次のようになる。つまり、発言者(大人)は共発言者(子供)との関係を認識することから出発し、発話者-共発話者の関係を規定する。子供を反ばく不可能な主体と捉えるとき、子供には共発話者の資格が与えられず、発話者にとって共発話者にはなれない主体、即ち、発話の場には関係のない主体として三人称的に把握される。と同時に、子供は言語の発達段階において、十分に共発話者たる資格を獲得していないわけであるから、子供にとって、大人は発話者にはならない。結果的に、発話者-共発話者の関係が成立せず、ともに「三人称」的扱いになるのである。親が子供に向かって、

(31) Maman va faire ses courses, mon chouchou.

(お母さん、お使いに行ってきますよ。)

といった発話が伝語では自然におこなわれるのは上の事情によるものと考えられる。

次に、敬語的に用いられる三人称(例(16))について考察しよう。この場合は共発言者の社会的な地位を表わす名称 Monsieur, Madame, Votre Majesté, Votre Excellenceなどを直接用いることによって、発言者-共発言者の対人関係を規定する。これらの名称は、呼称として機能することもできる。その

場合は、

(32) *Vous m'avez appelé, Monsieur?*

(お呼びになりましたか、お客様。)

のように共発言者は共発話者であり、vous で表わされる。呼称は共発言者に付与される名称であって、それだけでは主体間の関係は規定されない。それに対して、例(16) *Monsieur m'a appelé?* のような例では、発言者—共発言者の社会的上下関係の規定から出発して、発話者に対して、共発話者を反ばく可能な主体、つまり発話者と同等の権威・権力をもった主体として認めないのである。しかしこの文脈で権威・権力を持ちうるのは身分の上の共発言者であり、従って、発言者=発話者は共発言者の権威・権力の世界とは関係のない空間として、反対に規定し直すことができる。

敬語的に用いられる三人称は、大人と子供の関係のように、共発言者を一人前に扱わないことで発話空間に参加しない主体として把握したのとは異なり、発話者自身が発話空間で権威的な存在ではないと規定するための三人称なのである。

以上、仏語の人称代名詞の、特に「対話の場」における用法を中心として考察を行なった。基本的に、発言者—共発言者、発話者—共発話者の関係の規定によって様々な用法の説明が可能であることを主張した。「対話の場」は、実際上の発言者—共発言者の関係の認識から出発して、どのように発話者のポジション、共発話者のポジションをたてるかという視点から組み立てられるのである。

次に、発話者—共発話者の関係という観点から、伝統的に不定代名詞と呼ばれる仏語の不定人稱のマーカー *on* がどのような働きをするのかを検討することにしよう。

2.3.5. 不定人稱 *on* について

よく知られているように、*on* は文脈によって様々な指示価値を持つことができる。

(33) *On ne t'a jamais dit ça!*

(誰もあんたにそんなこといった覚えはないわよ。)

(34) *On a été sage aujourd'hui?*

(今日はおりこうにしていた?)

(35) *Monsieur Véron, on vous demande au téléphone.*

(ヴェロンさん、お電話がかかっております。)

(36) *Si on allait au café?*

(カフェに行かない?)

(37) On a barré la route pour les travaux.

(工事のため、道路が通行止めにした。)

(*Dictionnaire du français contemporain*)

例(33)は、je に置き換えることができる。また例(34)は、tu, 例(35)は、quelqu'un, 例(36)は、nous, (37)例は、ils にそれぞれ置き換えても、文意は変わらない。on の解釈は文脈による限定があってはじめて可能であるが、必ずしも、他の人称代名詞(或は名詞句)に、常に一義的に置換可能というわけではない。

(38) X, Vous voulez prendre l'avion?

Y. On peut?

(X. 飛行機にお乗りになりますか。/Y. よろしいですか。)

(39) Quand on tombe amoureux, on devient aveugle.

(人は恋に落ちると見境がつかなくなる。)

例(38)の on は、je で置き換えることもできるが、例(33)における on ほど明確に限定されてはいない。“on peut?” はほとんど“(c'est) possible?” と同義である。つまり、この on はその「対話の場」或は「事態の場」で問題になっている人物を誰彼構わず指し示すことができるのである。例(39)は一般的な真理を問題にする文で、「人は誰でも」「人ならばどんな人でも」と解釈できる。つまり、誰か一人を特権的、優先的に扱うのではなく、「無差別化」indifférenciation を積極的に行なっているのである。

これらの例から理解できることは、on の解釈を決める文脈限定には、on に一義的な解釈を与える「強い」文脈限定から、on の不限定性をそのままに保つ「ラフな」文脈限定までいろいろあるということである。on を理解するためには、従って、いかなる文脈限定がいかなる解釈を on に付与するのか、その文脈的要素を明示化することと、マーカーとして on が文脈に惑わされずに保ち続ける意味価値を規定することである。

後者は比較的容易に規定することができる。on は、述語に対して主語にしかなりえず、その観点からは、je/tu/il/nous/vous/ils と同列に扱うことができる。しかし、人称代名詞が、基本的に発話者(発言者)―共発話者(共発言者)との関係を指示の源泉として規定されるのに対し、on はそれらを指示の源泉とはしない。on は発話レベルとは何の関わりもなく、述語レベルにおいて事態参与の主体が存在することのみを表わしているのである。言い換えるならば、述語からの規定を受けているだけで、指示的には発話レベルのいかなる

要素とも関係づけられていない事態参与の主体を表わす。⁽²³⁾

on は「対話の場」か「事態の場」において何らかの関係づけ（限定）がなければ、指示価値を決定しない。「事態の場」における on はさきに見たように、事態参与の主体を「無差別化」することにより、事態参与の主体のクラスを構築したり、或は、次例のように空間的に限定を加えることで、クラスの外延に制限を設けたりする。

(40) Au Japon, on porte le kimono.

(*Dictionnaire du français contemporain*)

(日本では人は着物を着ます。)

この例では、「日本人は誰でもみな」のような「強い無差別化」は行なわれていないように思われる。そのような解釈を退けることはできないが、ここではむしろ、「多くの人が着物を着る」ということ、つまり「日本人は一般に着物を着る」のが習慣であるというような解釈のほうが自然であろう。着物を着ない日本人がいても一向に構わないわけで、一般化するに足るだけの日本人が着物を着ているという既成事実があればそれで充分なのである。⁽²⁴⁾

ところで、「対話の場」における on は、他の人称代名詞の代わりに用いられるので、発話者が表現効果を狙って用いるものと考えられる。表現効果として「謙遜」「皮肉」「軽蔑」「愛情」「傲慢」「非難」「婉曲」「愛想」などがあると K. TOGEBY. は言っている (K. TOGEBY, *op. cit.* p. 429 参照)。これらの表現効果の基本となるのは、on を用いることによって、発話者（発言者）— 共発話者（共発言者）の関係を中心に組織される人称代名詞を解体し、「脱中心化」*décentralisation* を行ない、わざと指示価値をぼかしてしまうのである。言い換えれば、on によって発話者— 共発話者のステータスが無効にされてしまうのである。結果として、発話者— 共発話者の区別・対立もなければ、融合もない無限定の発話主体の集合のみが問題となる。そして、この on が個々の文脈のなかで解釈を受けるためには、具体的に on の指定価値を再規定しなければならないのである。

「対話の場」における人称の問題は、前節 2.3.2. ~ 2.3.4. で見たように、発言者— 共発言者の関係から出発して、保証人として反ばく可能な主体としての発話者— 共発話者の関係を規定することによって様々な用法が説明される。on が je や tu の代わりに用いられる場合も、基本的には同様の考え方ができるものと思われる。例(33)は je の解釈を受ける例であったが、この解釈ができるのは共発言者が文中 tu (te) で表わされているために、発言者が誰であ

るのか理解できるからである。しかし、それが誰であるのかという問題と、それが *je* や *on* で表わされる問題とは全くレベルの異なる問題である。*je* でマークされるのは発言者が発話者に同定されたためである。それに対し *on* は、発言者が特定化されていない発話主体の一員に関係づけられるのである。つまり、唯一保証人として他の発話主体を排除していた発話者が、今度は、*on* によってその他大勢の発話主体の一人に規定しなおされるのである。それは、場合によっては、例(33)のように反ばく可能な主体は発話者だけではなく、発話者はその一人に過ぎないという「強い」否定の解釈を受けることになる。また、発話者—共発話者の対立を超越して発話主体のポジションを規定するところから、次例のように「傲慢」なニュアンス、或は相手に対する「軽蔑」のニュアンスを生むことにもなる。

(41) *Alors, on voudrait savoir si ça en vaut la peine.*

(だからそれだけのことがあるかどうか知りたいわけよ。)

(『ふらんす』80年7月号, p.35)

また共発言者に対して発言者が同等の資格(身分)がないと認識した場合は、発話者を *on* によって解体して「謙遜」を表わす。(次例参照。)

(42) *On vous a déjà rencontré, monsieur.*

(以前にお会いしたことがありますね。)

on が共発言者を指示するのは、*nous* と同様に大人が子供に話しかけたり、医者が患者に具合を聞いたりする場合である。ただし、*nous* と *on* では、後者の方がより使用範囲が広いようである。*nous* は発話者に対して共発話者を反ばくのできない従属主体として把握するために、大人と子供、医者と患者、雇用者と被雇用者などの関係に使用範囲が限られていた。それに対し、*on* は発話者—共発話者の関係自体がもともと中和されてしまっているために、発話者にとって共発話者は反ばく不可能な主体なのではないのである。むしろ、発話者は共発話者の立場に立つことができるのである。

(43) *Eh bien! mon cher lauréat, on est heureux, je pense?*

(じゃ、親愛なる受賞者君、幸せだろうね。)

nous の使用は、*nous* 以外の主体との対比が可能である。つまり、*nous* を用いることによって、「対話の場」における発言者と共発言者(大人と子供、医者と患者など)がいわば「身内」の扱いを受けることになるのである。「身内」であるから当然発言者と共発言者はともに知り合いである。*on* の場合は、

基本的に on 以外の主体に対立するということがない。従って、on は知らない相手、「身内」ではない相手に向かっても使うことができる。例えば公園でたまたま泣きわめいているよその子供をなだめようとして、

(44) Alors, on n'est pas content de jouer au cheval?

(おん馬遊びは嫌なのかい。)

ということではできるが、ここで nous を使うのは不自然である。⁽²⁵⁾

on が最も頻繁に用いられるのは、nous と等価の文脈においてである。nous は発話者とそれ以外の主体を包含してしまうため、on に最も近似した人稱代名詞であるといえるであろう。この場合は、je や tu の代わりとなる on とは異なり、特別な表現効果があるわけではない。ただし、nous が発話者を中心に組織されるのに対し、on は「対話の場」で問題となる主体を誰彼構わず指示するので、表現的には nous よりもラフである。on が je/tu の代わりになる場合は、あくまでレトリックであり、唯一の発話主体がその他大勢の発話主体の一員に解体され、いわば一人称、二人称の資格を剥奪されるのである。従って、文法的にも、所有形容詞は三人称で表わされる。

(45) Alors, on va voir sa grand-mère?

(それじゃ、お前のおばあちゃんに会いにいこうかね。)

この例で、sa grand-mère を ta grand-mère にすることはできない。そに対して、on=nous の場合は、例(46)のように目的語の所有形容詞が nos (notre) であって、ses (son) にはならない。

(46) Nous, on a terminé nos devoirs.

(僕らは宿題をかたづけちゃったよ。)

この制約をみると、on は実質的に nous に照応しているように考えられる。しかし、on が常に nous と等価であるとは限らないから、on が nous の価値をもつのは on の文脈の限定の一種であると考えることができる。ここでは発話者が「対話の場」において、問題となる主体が発話者を含めて誰なのか分かり切っていると見做す時に、on が nous の価値で用いられるのである。

2.3.6. まとめ

仏語の人稱について「対話の場」の用法を中心に考察してきたが、ここまで見てくると、結論として、仏語の人稱は発話者(発言者)―共発話者(共発言者)を中心に組織され、不定人稱代名詞 on が発話空間から脱中心化する役割を担っていることがほぼ理解できたように思う。個々の現象に関してはより

豊富なデータとより厳密な理論により、徹底的な検討を行なわなければならないが、日本語との比較対照の観点からは、仏語における人称組織の中心が発話者と共発話者の関係であることを確認することが最も重要な点である。

3. 日本語の人称について

3.1. 「対話の場」から「事態の場」へ

日本語の人称について、鈴木孝夫は、ワタンやオレ、オマエやアナタなどが西洋文法で普通考えられている人称代名詞とは性質を異にし、

「日本語のいわゆる狭い意味での人称代名詞は他の語彙から独立した、一つのまとまった語群を、形体的にも機能の見地からも形作っていない以上、これだけを切離して扱う意味がなく、むしろ、親族名称、地位名称などと一括して、話し手が自分を表わすことば、および相手を示すことばという広い見地に立って、それぞれを自称詞、対称詞と呼ぶ方が適切であると私は思っている」(鈴木 *op. cit.* p.134)

と述べている。鈴木の人称の考えは、ヨーロッパの語源的な意味での人称代名詞 *pronom personnel* の解釈に基づいている。つまり、*persona* とはもともと古典劇におけるマスクのことであり、人稱とは、

「ちょうど芝居や劇において、役者が自分の役柄を示すために顔につける面のようなもので、役柄が変われば面とりかえるだけのことである」
(*op. cit.* p.182-183)

という考えである。この考えに立てば、西洋語の人称に関して、

「そもそも一人称代名詞というものが、それを使う人が現在の話し手は自分だぞということを表現すること、つまり話し手の役割を言葉で明示することにはかならず、また二人称代名詞で相手と呼ぶという行為は、いま話しの聞き手はそちらだぞという、聞き手としての役割を相手に付与する性質のものだ」(*op. cit.* p.182)

という理解がなされる。それに対して、日本語においては、対話の場における話し手と聞き手の役割付与は、双方の関係によって多様に変化し、例えば父親と子供の対話では、父親は子供に向かって自分のことをオトーサンとかパパとか呼び、子供のことをオマエとか直接に名前とかで呼ぶ。これは、

「父親が自分のことをパパと称することは、自分が相手（息子）に対して持っている役割を言語的に確認することだといえる。またこれは同時に、間接的であり、含意的ではあるが、相手に自分の子供としての従属的な役割を付与することにもなる。何故かという、父という概念は、子供（息子、娘）という概念と対をなして成立するものであり、父親は自分の子供に向かう時だけ、自分を言語的に父として表現することを許されるからである」

(*op. cit.* p.184)

という役割認識の考えとつながってゆく。役割付与という共通の視点から、印欧語と日本語の違いを論じ、とくに日本語の対話における自称詞と対称詞の規定の原理を明るみにしたところに鈴木の特異性が光っているといえる。しかし、仏語の人称名詞 *je-tu* が単に「対話の場」における話し手—聞き手を表わす自称詞、対称詞という呼称の問題ではないことは、前章で明らかにしたとおりである。従って、両語の人称代名詞を役割付与の観点から同列に扱うことはできない。自分のことを何というか、相手のことを何というか、という問題は対照の視点になりうる基準ではないのである。では、どのような視点から対照が可能なのであろうか。

この問題を明確にするためには、少なくとも日・仏両語の次の相違に注目しなければならないであろう。仏語の述語には人称が備わっており、述語の表わす「事態の場」において「誰が動作を行なっているのか」は、発言者—発話者（共発言者—共発話者）の場との関係で決定される。それに対して日本語では、「事態の場」における動作主体が誰であるかは、直接に発言—発話の場との関係で決定しない。例えば、

(47) *Je regarde la télévision.*

(48) テレビを見る。

の二例を比べてみよう。前者では、文脈が与えられていなくても、動作主体が発話者（＝発言者）と同定されて、*je* というマーカーで表わされる。後者では、文脈なしには誰がテレビを見るのか不明である。述語レベルの「事態の

場」と発話レベルの「発話一発言の場」の間に直接的な指示関係が存在しないのである。しかし、誰かがテレビを見ていることは意味的に否定できないことであり、それが誰であるかがどのように決定されるか、考えてみる必要がある。ここで注目したい言語事実として、日本語における次のような表現がある。

(49) ゴ～ン、ゴ～ンと鐘が鳴る。

(50) ぐてんぐてんに酔っ払う。

(51) 寒さにぶるぶる震える。

これらの例は、いわゆる擬態語・擬音語を基にした副詞の例であるが、この種の副詞に相当する副詞は仏語にはない。しかし、日本語ではきわめて自然な副詞である。ここで問題になるのは、例えば、例(49)において、ゴ～ン、ゴ～ンという鐘の音を誰が聞いているのか、という問題である。この鐘の音が鳴響く事態とこの事態を「鐘が鳴る」という言語表現で把握するのとはレベルが異なる。鐘の鳴響く事態は、いわば、直接的な、生まの事態であり、「鐘が鳴る」という表現は、その生の事態に与えられた名称である。この例で、生まの事態に「立ちあい」、ゴ～ン、ゴ～ンと鐘の音を聞き、それを「鐘が鳴る」と把握する主体が存在すると考えられないであろうか。言い換えるならば、「鐘が鳴る」は、状況の記述と同時に、主体の経験をも表わしていると考えことはできないであろうか。例(50)におけるグテングテンなども基本的には同様に理解できるのではないかと思われる。つまり、「グテングテン」という言語表現は、酔っ払った状態の実質的な内容の表現であり、その事態の名称として「酔っ払う」という語彙(述語)があるのである。例(51)のブルブルも寒さによる身体の反応を直接的な経験として表わしており、その様子を「震える」という表現で記述するのである。このような日本語の夥しい数の擬態語・擬音語について考えると、日本語で、事態に立ち会う主体が、事態とは不即不離の関係で存在するとするのは、それほど不自然ではあるまい。むしろ、様々な日本語の言語現象を理解するためには有効な考えであるとさえ言える。この「事態の場」をつくる主体を、事態の「立ち会い人」と呼ぶことにする。実は、日本語の「動詞人称」を考える際に中心となるのは、この事態の「立ち会い人」であると考えられるのである。例えば、例(48)でテレビを見るのが誰か、という主体値算出の問題は、基本的に、この事態の「立ち会い人」を中心に行なわれると考えれば、それとの関係で主体値計算が可能であり、仏語のように「発言一発話の場」を中心としなくてもよいことになる。即ち、テレビを見る人(動作主)が事態の「立ち会い人」と同一であるか、そうでないか、という二

者択一的な計算ができるのである。同一の関係が成り立つとき、その関係は、いわゆる再帰代名詞ジブンによって表わされると考えられる。⁽²⁶⁾ 事態の「立ち会い人」と事態の参与主体が同じであるということは、我々の考えでは、事態の「立ち会い人」が事態の「当事者」として認められることである。日本語では、事態に関して「当事者」かどうかがまず区別されるのである。言い換えれば、日本語の人称の問題は、事態の場における「立ち会い人」を中心に、「当事者」かそうでないかが組織されるのである。

事態の「立ち会い人」がそのまま事態の参与主体と同定され「当事者」となるとき、日本語では、ジブンが現われ、「立ち会い人」が事態の動作主ではないときは、ヒトが現われる。⁽²⁷⁾ 一般にジブンは再帰代名詞として、英語の himself などの self 形と共通の問題として扱われているが、上のように考えた場合、ジブンの照応の原点は事態の「立ち会い人」であってそれ以外の何者でもない。従って、

(52) 太郎は自分を責めた。

というような文におけるジブンが主語の「太郎」に照応しているとはいえない。なる。「太郎」を照応の原点とするならば、「太郎自身」とするのが再帰的な形式である。実際、

(53) 太郎は太郎自身を責めた。

という文は不可能ではない。それどころか、再帰代名詞としてジブンを考える立場に立つならば、例 (52)-(53) の間にどのような違いがあるかを明確に論じなければならないであろう。(後述。)

このように考えることが許されるならば、「動詞人稱」として重要なのは日本語では「事態の場」における「立ち会い人」との関係づけであり、直接に発話の場とは関係がないところで指示化が組織されるのである。それは仏語における人稱の組織と全く逆の構造であるといえる。仏語の on が「発話の場」からの「脱中心化」の形式であるとするれば、日本語のジブン・ヒトはその反対に「事態の場」における人稱の中心であり、指示の源泉といえるのである。

3.2. 人稱の二重構造

日本語の人稱は「対話の場」における発言者の自己規定と「事態の場」における「当事者・非当事者」の区別という二つの異なった組織の絡み合いによって成り立っている。それに比して、仏語の人稱組織は一元的で、「事態の場」における参与主体は「対話の場」を常に指示する関係にある。このように仏語と日本語では人稱の組織構造が根本的に相違しているわけであるが、しかし、

ともに発話の最終的な「総元締め」としての発話者の存在は認めなければならない。ここで、日本語における発話者のステータス、発言者（共発言者）との関係、および「立ち会い人」との関係について言及しておきたい。

3.2.1 日本語における発話者・発言者

鈴木孝夫が明らかにしたように、日本語の「対話の場」における人称は話しの相手（共発言者）との心理的、社会的関係によって自己規定を行なうことを基本としている。話し手（発言者）が自らをオトーサンと呼ぶのは、自分の子供に話しかける場合であり、相手にとって話し手はオトーサンなのである。つまり、日本語には仏語の *je* のように「発言者＝発話者」という関係を表わす固有のマーカが存在しないのである。仏語との比較で、自らをオトーサンと規定するときの発話者と発言者の関係を考えると、次のように規定することができる。

日本語の場合、発言者と共発言者との人間関係から、発言者が共発言者にとって誰であるか、即ち、誰の資格で発言するかをまず規定する。発話者は発言者に付与された資格を「保証する」のである。このように、日本語においても発話者と発言者の区別は理論的に不可欠である。ただし、仏語の発言者－共発言者の関係が基本的に「反ばく可能な主体」であるかどうか、つまり、相手が「敵」であるかどうかという関係であったのに対し、日本語の場合は、「相手依存の自己規定」（鈴木、*op. cit.*, p. 195）であるという大きな相違を認めなければならない。別のまとめ方をするならば、仏語では発話者の資格で発言がなされるとき *je* というマーカが現われるが、日本語では、発言者の資格は共発言者との関係で決定され、発話者の資格で発言されることがない、と云ってもよいであろう。

いわゆる一人称のステータスが日本語と仏語で本質的に異なることは、以上の考察で明らかである。話しの相手に向かって *je* を使う場合のメカニズムとボクを使う場合のメカニズムでは、大きな隔りがあるのである。仏語では、すでに見たように、発話者に共発話者が「隔合」してしまうとき、つまり相手を非独立の、従属的な主体と規定するとき、相手に対して *je* を用いることができる。大人と子供（言葉をまだ獲得していない幼児）の関係がそれに当たる。それに比して、日本語のボクは、川口（1983）の主張するように「発話的用法派生」の結果表われるマーカであると考えられる。つまり、基本的に、子供（男の子）が大人に向かって、大人の保護環境内で自分のことをボクと規定する。大人は、この子供の自己規定であるボクを、子供の自称詞として再解釈す

る。そして子供を大人の保護環境下におくという行為のために、子供の用いるボクをそのまま再利用するのである。(川口 *ibid.* p.53-55 参照。)

逆説的であるが、仏語では、相手が口の聞けない子供であるから *je* を用い、日本語では、相手が口を聞ける子供であるから、ボクを用いることができるのである。

3.2.2. 発話者と「立ち会い人」のステータス

前節で言及したように、日本語の発話者は、発言者-共発言者の関係規定を保証する主体である。それに対し、「事態の場」における「立ち会い人」は、その事態に居合せる主体であって、いわばその事態の存在を目撃し、保証する主体である。発話者と「立ち会い人」はレベルは異なるものの、ともに「保証人」としての資格を有しているという意味では、共通するところがある。(ある意味では、ともに抽象的な、理論的にのみ組み立てられた主体である。)ただし「対話の場」が発言者と共発言者との関係を基本にしているのに対し、「事態の場」における「立ち会い人」は、事態参与主体との関係を問題にするだけで、いわば、「立ち会い人」に対峙する「共立ち会い人」は存在しないのである。

日本語では、この発話者と事態の「立ち会い人」との関係が「日本語らしさ」を支えるきわめて重要なファクターであると思われる。⁽²⁸⁾つまり、或る事態を叙述するのに、日本語では、発話者が「立ち会い人」の資格を持つことができ、その場合、発話者の「視点」で事態を叙述することになる。また、発話者が事態の「立ち会い人」の資格を事態の参与主体に譲れば、事態の叙述は、発話者の「視点」ではなく、事態参与の主体の「視点」で行なわれることになる。もし、「立ち会い人」が誰でもよい場合は、「視点」は無差別化され、総称文的になる。

「視点」という概念は言語の分析に不可欠の概念であることに疑いはないが、もうこれ以上解体することのできない原始概念ではなく、「立ち会い人」と発話者との関係で組み立てられる概念であると捉えることができる。

3.3. ジブンとヒト

仏語の不定代名詞 *on* と日本語のジブンおよびヒトは、ともに具体的に誰を指し示すのか一義的に決定しないところに共通点が見出される。しかし、*on* はあくまで固有の意味として事態参与の主体が存在することだけを表わすのに対し、ジブンとヒトは、「事態の場」を保証する「立ち会い人」と事態参与の主体との関係を表わすマーカーである。つまり、ジブンとヒトは、この関係によって固有の意味として事態の「当事者・非当事者」という意味を構築し、発

話者との関係で「視点」を構築するという二重性格を持っているといえる。

ところで、久野(1978)によれば、ジブンの用法は、同じ節の中に先行詞を持つ単文の「直接再帰代名詞」、同じ節の中に先行詞を持たない複文中の「間接再帰代名詞」、そして後者の中に間接話法的従属節の中のジブン(話者指示詞的用法)がある。久野の例をそれぞれ一つずつ挙げておく。

(54) 太郎は花子を自分の家で殺した(直接再帰代名詞)

(55) 太郎は自分を憎んでいる女と結婚してしまった。(間接再帰代名詞)

(56) 花子は太郎に、自分の家に来てくれと頼まれた。

(話者指示的用法)

一応この区別に準じてジブンに関する考察を進めて行くことにしたい。

3.3.1 単文中のジブンについて

単文中のジブンがその文の主語と一致しなければならないという久野の提唱する制約は、事実観察として正しい。では、その事実を本稿で提唱するジブンの仮説から、どのように説明しうるであろうか。先の例文(52)を検討してみよう。

「太郎は自分を責めた」という時のジブンは、結果として指示的には太郎に同定されるわけであるが、これを単に主語名詞句への再帰的照応と捉えることはできない。私見では、「太郎」が「(誰かが誰かを)責める」という事態の「立ち会い人」の指示する人物である。そして、文中に現われるジブンは、「太郎」という「立ち会い人」に照応するのである。結果として、発話者は「事態の場」の保証人としての資格を「太郎」に与え、いわば「太郎」の目を通して事態がまとめられることになる。そのようにまとめられた事態は、次のレベル、即ち発話のレベルで発話者にすべて引き受けられる。発話者は、「太郎」の居合わせた事態を確認しその事態を「報告」するのである。

ここで注意すべきことは、「立ち会い人」は「事態の場」に居合わせる主体であるが、必ずしも事態が発話者にとって現実化したものとはかぎらないことである。

(57) 太郎は自分を責めるほど馬鹿ではない。

(58) 太郎は自分を責めることなど考えたこともない。

この二例からも理解できるように、ジブンは、「責める」という述語の表わす事態にのみ関わっているのであって、その事態の真偽については何ら関わりがない。それはたとえ述語が否定されていても同様である。

(59) 結局、太郎は自分を責めなかった。

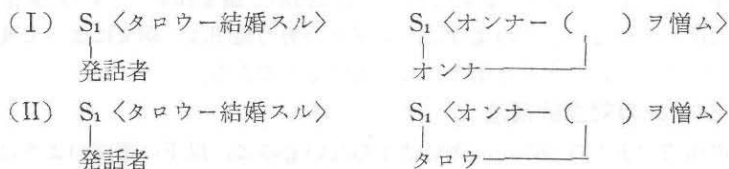
この場合も、「責める」という「事態の場」は成立し、そのあとで、その「事態の場」が発話者によって否定されていると解釈できるので、問題がない。

ところで、例(53)で見たように、この場合のジブンは「太郎自身」に置き換えることができる。「太郎自身」にした時は、もはやジブンのもつ「当事者」表現ではなく、「立ち会い人」は発話者に同定される。「太郎が太郎自身を責める」事態に居合わせるのは発話者であり、いわば、発話者が発話のレベルから事態レベルへ一度移行し、「立ち会い人」になり、そこから再び発話のレベルに戻って「報告」するのである。従って、「事態の場」においても、太郎はジブンにはなれず「太郎自身」とどまるのである。

3.3.2. 複文におけるジブン

よく知られているように、複文におけるジブンは、単文の場合と違って、ジブンの含まれる文の主語とは一致しない。先の例(55)を検討しよう。

例(55)は二つの解釈が可能であると思われる。一つは、女が自分自身を憎んでいると解釈する場合であり、もう一つは、ジブンが太郎を指示する場合である。前者の解釈では、ジブンは「憎む」という事態の「立ち会い人」が「女」であることを示している。それに対し、後者の解釈では、「憎む」という事態の「立ち会い人」が「女」ではなく、「太郎」である。この文は、「憎む」という事態と「結婚する」という事態の二つが結合している。発話者は「太郎が結婚する(した)」という事態を、発話者自らが「立ち会い人」となって「報告」していると考えられる。それに対して、「女が(太郎)を憎む」という事態は、「太郎」または「女」が「立ち会い人」となってまとめられる。(次図参照。)



ジブンは「立ち会い人」と事態参与の主体の同一マーカであるという考えはここでも基本的に変わらない。変わるのは、複文の場合には、発話者が「立ち会い人」の資格を、従属節を支配する主節の主語に譲ることができる、という点である。

3.3.3. 話者指示詞的用法のジブン

発話者は、事態の「立ち会い人」の資格を、その事態全体を支配する主体に

与えることができる。複文の場合には、従属節は主節に支配されるわけであるが、引用文においても、引用内容は、引用主体が「立ち会い人」になることができる。

(60) 太郎は、自分に責任はないと思った。

例(60)は、廣瀬(1988)が「私的自己」と規定するジブンである。このジブンは、発話者が「太郎」という思考主体に、思考内容の場(「自分に責任はない」という思考内容の成立する場)における「立ち会い人」の資格を与えた文である。そしてこの「立ち会い人」が思考内容の参与主体と同一主体として、「当事者」になるのである。

久野は、間接再帰代名詞としてのジブンと話者指示詞的用法のジブンは別扱いであると述べている。(op. cit. p. 217参照。)その根拠として、久野は、

(61) 花子ハ太郎ニ自分ノ手術ヲ担当シタ医者ヲ紹介サレタ。

(62) 花子ハ太郎ニ、自分ノ家ニ直グ来テクレト頼マレタ。

の二文を比較し、前者の間接再帰代名詞のジブンが、「花子」しか指すことができないのに比し、後者の話者指示詞的用法のジブンは、「太郎」を指すことも可能であることを観察している。しかし、この二つのジブンは構文的環境が異なるだけで、ジブンの表わす「立ち会い人」=「事態参与の主体」という図式に変わりはないと思われる。例(61)は、「立ち会い人」である「花子」と「医者を担当した手術の患者」が同一で、ジブンとなる。例(62)では、「頼む」という発言行為の主体は「太郎」であり、「家に直ぐ来てくれ」という発言内容の「立ち会い人」であり参与主体である。このジブンは、「頼む」という発言行為の中でのみ有効であって、「花子が太郎に何かを頼まれる」という事態とは直接に関わりがない。このように、ジブンの勢力範囲は、構文によって変わるが、基本的には、一定した働きを有しているのである。

3.3.4. ジブンの対立的用法

ジブンの用法で上の三つの型にあてはまらないものに、以下の例文のように、ジブンが「対話の場」において共発話者を指示する場合がある。

(63) 文句ばかり言っていないで、少しは自分も手伝いなさいよ。

(64) 自分が言い出したくせに、今になって行かないなんて言わせないよ。

(65) 人の結婚のことばかり世話をやいて、自分は一体どうなのさ。

(66) 金田一さん、俺達に滝沢を張れと言っておいて、自分は何処に姿をくらましちゃったのかなあ。

例(63)の特徴は、命令文でジブンが現われ、共発話者を指示することである。

しかし命令形ならばどれでもジブンが用いられうるとは限らない。次の例(67-b)は不自然である。⁽²⁹⁾

(67) a. 手があいていたら、あなたも手伝いなさい。

b. 手があいていたら、自分も手伝いなさい。

何故例(67-b)が不自然なのであろうか。命令形は、発話者が共発話者に働きかけて、後者を動作の主体として事態を実現させる(或いはさせない)言語形式である。従って、例(67-a)のアナタは問題がない。様々な候補の中から、アナタに「手伝う」という動作の主体になりなさい、と言うわけである。それに対し、例(67-b)の「自分も手伝いなさい」という命令は、共発話者が事態の「当事者」でありなさい、ということの意味していると思われる。ということは、即ち、前提として、共発話者は「当事者」ではないのである。そこで、この前提段階で共発話者が事態の「当事者」ではないことを表わす文脈が必要になると考えられる。「文句ばかりいう」という文は、共発話者が「手伝う」という事態には参加しておらず、「手伝う」の「当事者」になることを拒否した文脈と言える。発話者は「当事者」になることを拒否した共発話者に、「当事者」になるように命令するのである。

例(64)は、その反対に、共発話者は「言いだしっぺ」の「当事者」であるが、発話者は、「当事者」であることをやめたい(やめようとする)共発話者に、そうはさせないとする例である。

例(65)は、人の世話ばかりやいて、みずから結婚しない共発話者に向かって、あなたこそ結婚の「当事者」になったらどうなのか、と聞く例である。

例(66)は、「容疑者滝沢の見張り」の「当事者」であるべき金田一さんが、見張りには関わらず、従って見張りの「当事者」にはならず、発話者が憤慨する例である。

これらの例で共通しているのは、発話者が「共発話者こそ「当事者」であるべきだ」と考えている点である。言い換えれば、文脈上何処かで共発話者は、「当事者」になることを拒否しており、それに対して発話者は共発話者に「当事者」の資格を与えようとするのである。パラフレーズすると、「あなたは「当事者」であることから逃れようとするが、あなたが「当事者」であり、ジブンなのだ」ということになるであろう。このような主体間の「駆け引き」がなければ、共発話者をジブンと呼ぶことはできない。

3.4. ヒトについて

ジブンが基本的に「当事者」表現で、事態の「立ち会い人」と事態参与の主

体の同一を表わすマーカーであることを見たところで、次にヒトについて見ておくことにする。

ヒトには様々な用法があるが、ここで取り上げたいのは、ジブンに対立する主体としてのヒトである。3.3.で規定したように、ヒトは「事態の場」において「当事者」ではない主体を表わす。即ち、ヒトはジブンではないという否定的な規定のみを受けるのである。例を見よう。

(68) 太郎はいつも自分と人を比べては、自分の能力のなさを嘆いていた。

(69) 人に勝つより、自分に勝つことのほうがはるかに難しい。

例(68)のジブンは「太郎」を指示するが、ヒトは「太郎」以外の任意の人間を表わす。つまり、事態の「立ち会い人」がここでは「太郎」を指示しており、「立ち会い人」は、「比べる」「嘆く」という事態の参与主体に同定され、ジブンと規定される。ヒトはジブン以外の人間であるから、従って、「太郎」以外の人間と解釈される。例(69)では、「立ち会い人」は一般的に誰でもよく、ジブンは誰でもよい人間と同定される。従って、ヒトは一般的に自分以外の他人を表わすことになる。

ジブンが間接再帰代名詞として用いられる文脈において、ヒトはどのような解釈を受けるであろうか。

(70) 花子は、あの時太郎が自分の手をぎゅうと握り締めたことを思い出した。

この例のジブンは、「太郎」を指すとも考えられるし、「花子」自身を指すとも考えられる。この例のジブンをヒトに換えてみよう。

(71) 花子は、あの時太郎が人の手をぎゅうと握り締めたことを思い出した。この例のヒトは、「花子」以外の人でもありうるし、「太郎」以外の人でもありうる。

このように、ヒトはジブンと対時的に用いられるわけであるが、ジブンに共発話者を指す文脈があったのに対応し、ヒトには発話者自身を指す用法が存在する。この用法については、既に鈴木孝夫の論考（鈴木(1976)参照）があり、そこで詳細な観察が行なわれている。鈴木は、「自称詞」としてのヒトが常に「相手から何かの心理的被害を蒙ったという気持」（*ibid.* p.96）を表わすとき用いられていることを指摘している。例えば、

(72) 人をからかう

(73) 人に心配させる

(74) 人を悪者にする

(75) 人の邪魔をする

のように発話者にとってネガティブな文脈において用いられるのである。何故そうなるのかについて、鈴木は次のように説明している。

「話者が相手に向かって自分のことを人と称するということは、私はお前から見れば他人だよということを言語的に宣言する行為なのである。だが話者が自分自身を相手の立場から見さえすれば、常に自動的に自分がひとになるわけではない。相手と自分を共通に含む何等かの心理的な共通の枠を設定することが許されれば、話者は相手から見てペパなり、先生なり、先輩となれるわけである。相手の立場から自分を見ながら、同時に自分と相手を共通に含む同調的枠組を拒否する時に、話者は始めて相手にとっての他者、つまりひとの資格を獲得するのだ。「おれはお前からとやかく言われることはない、お前にとっておれは他人だ。つまりお前の力、権限、干渉の範囲外の人間だ。それなのに何だ」というような気持が自称のひとを支えていると考えられる。」(Ibid. p.56)

この説明の根底には、二主体間の「同調的枠組」—「非同調的枠組」という、いわばウチとソト(身内とよそ者)の原理が働いているように思われる。つまり自称詞のヒトは、鈴木にとっては、ワタシ(オレ、ボク)などの呼称と同列の語であり、ただウチとソトの原理に即して、用法が分化するのである。しかし、もしそうだとしたら、我々の考えとは全く異なる。何故ならば、我々にとっては、ジブンとヒトは、あくまで「事態の場」に密接した「立ち会い人」を中心とした主体の組織形態であり、ワタンやアナタなど発言者—共発言者の関係で規定される呼称とは、本質にレベルを異にするからである。

前節のジブンが共発話者を指示する場合の考察で述べたように、ジブンが相手の呼称のように用いられるのは、発言者と共発言者の対人関係で決定するのではなく、基本的に、発話者と共発話者の間の「駆け引き」によって規定されるのである。問題の本質は、発話者が相手にいかに事態の「立ち会い人」の資格(より正確には「当事者」の資格)を付与するか、というところにあった。ヒトの場合も、同様のレベルで捉えられるべき問題である。次の例を検討しよう。

(76) 君は、人が苦勞して書いた論文にけちをつけたいのか。

(77) (俺を誰だと思っているんだ。)人を甘く見るんじゃないよ。

確かに、鈴木の指摘するように、相手から心理的被害を蒙る文脈においての

みヒトは発話者を指示する。従って、「評価してくれた」や「引用した」、「紹介する」「弁解する」のようにネガティブな意味を持たない述語では、ヒトは発話者を指しえない。

(78) 君は、人が苦勞して書いた論文を評価してくれた／引用した。

(79) 人を紹介しろ／人を弁解しなさい。

しかし、実は、「けちをつける」のようなネガティブな述語でも、単なる叙述、或は「報告」に用いるならば、ヒトの発話者指示は不自然となる。

(80) 君は、人が苦勞して書いた論文にけちをつけ、嫌がらせをした。そのことを認めるね。

(81) また、おまえは、人を甘く見たな。おまえの悪い癖だ。

即ち、ネガティブな文脈というのは、述語の意味内容ではなく、事態に対する発話者の「反発」「拒否」などの否定的態度のことを意味するものと思われる。それは例(66)のような場合でも同様に、

(82) 太郎君たら、人の手をいきなりぎゅうと握り締めるのよ、びっくりしたわ

のように「花子」が共発話者に事件を憤慨して語るならば、ヒトが発話者を指すことでも理解される。

この事実は、次のことを含んでいると考えられる。まず、発話者は、事態の参与主体として「事態の場」に登場する。参与主体としてヒトで表わされるということは、それに対峙するジブンという「当事者」が「太郎」であるということである。発話者の「反発」「拒否」の文脈とは、発話者が「太郎」を「当事者」であることを拒否する文脈といえることができる。これは、全く相手に向かってジブンをを用いる場合と反対である。ジブンをを用いるのは、相手が「当事者」でないために、発話者が相手に「当事者」であるべきだとする場合であった。それに対して、ここでは相手が「当事者」であるがために、発話者は相手に「当事者」の資格などないとするのである。その言語手段として、発話者(=事態参与の主体)はヒトを用い、それによって相手にジブン(「当事者」)の資格を与え、それを否定するのである。つまり、否定するために相手にジブンの資格を与えるのである。従って、発話者が自らをヒトという時は、ヒトということによって、発話者と「当事者」との対主体的な関係を問題にしているといえる。

3.5. ま と め

以上ジブンを「当事者」表現であり、「立ち会い人」と事態参与の主体の同一を表わすマーカーであることを見た。S.-Y. KURODA (1979) や久野 (*op. cit.*) のいう「視点」の問題、また廣瀬 (*op. cit.*) の提唱する「私的自己」の概念は、ここでは事態の「立ち会い人」という主体を設けることによって統一的に把握しようと思われる。日本語に「視点表現」が多いという事実は、日本語が発話者ではなく、「立ち会い人」を中心として事態をまとめることが基本であることと密接に関わっていると考えられる。(注(28)参照。)日本語では、「立ち会い人」と事態の関係、発話者と「立ち会い人」の関係などの主体間の問題が文法の基本的な問題のように思われる。本稿では、仏語の人称との関わりで考察することによって、両語に共通のメタ概念としての主体を構築し、そこから両語の相違について語り得る視点を獲得する作業を行なった。具体的には、「話し手」スピーカーという単一主体を解体し、言語の分析には、発話者一発言者の区別、発話者と「立ち会い人」の区別など複数主体の絡み合いを検討することが重要であることを主張したわけである。

言語における複数主体の問題は、近年のフランスでは、本稿の基礎的な考えとなっている A. CULIOLI の発話理論のほか、O. DUCROT の提唱するポリフォニー理論などで形式化が進められている。日本ではつとに時枝誠記の言語過程説において明示的な扱いがあり、また陳述論争の中で明に暗に論じられてきた問題である。洋の東西で言語主体の問題が言語の中心的課題であることは疑いのない事実である。しかし、果たして、それぞれの言語学者が用いる「主体」という語の理解は等質的なものであろうか。「主体」の問題が、言語学のみならず、哲学、心理学においても核心的な問題であることを考え合せると、諸分野の専門家との *confrontation* を活発に行なう努力が不可欠であると思わざるをえない。

注

- * 本研究は昭和63年度文部省科学研究費補助金・奨励研究(A) (課題番号 63710269) の援助を受けて行なった研究成果の一部である。
- (1) 対照研究の概括に関しては、寺村 (1982) を参照されたい。
 - (2) 日・仏語対照研究の先行研究としては、高橋 (1980)、川口 (1983)、泉 (1987) ドルヌ (1987) および川本 (他) (1983)、国立国語研究所 (編) (1984) などが挙げられる。
 - (3) 無論、印欧語内でも露語のように冠詞の存在しない言語の名詞限定の問題が英・仏語と同様に扱えるか問題である。しかし露語の名詞限定の根底をなす「原理」と日本語のそれが等質的であるかどうかは研究の現段階では全く不明である。露語の名詞限定に関しては、PAILLARD (1984) が詳しい。
 - (4) 仏語では受動の意味を表わすのに、他に代名動詞、および *se faire* + 不定法の形式があり、特に日本語のラレルとの対比では、再帰代名詞 *se* の働きを明確にしなければならないと思われる。*se* 自体の語機能に注目した論考としては BERNARD (1987) が興味深い。
 - (5) ここで用いる事態参与の主体とは、或る事態の構成に参加するすべての主体 (動作主、被動作主、経験者、等) を総括して表わす語である。
 - (6) Bの訳は、邦訳『一般言語学の諸問題』(みすず書房) に依る。ただし、本文中の頁は原文の頁である。
 - (7) 《Les formes sont diversifiées à l'extrême selon le rang du sujet et de l'interlocuteur, et varie suivant qu'on parle à un supérieur, à un égal ou à un inférieur. Le parlant s'efface et prodigue les expressions impersonnelles; pour ne pas souligner indiscrètement le rapport des positions, il se contente souvent de formes indifférenciées quant à la personne, que seul le sens affiné des convenances permet d'entendre correctement. Cependant il ne faudrait pas, comme le fait RAMSTEDT, ériger l'habitude en règle absolue; d'abord parce que le coréen possède une série complète de pronoms personnels qui peuvent entrer en jeu, et cela est essentiel;》
 - (8) 《Une langue sans expression de la personne ne se conçoit pas. Il peut seulement arriver que, dans certaines langues, en certaines circonstances, ces "pronoms" soient délibérément omis; c'est le cas dans la plupart des sociétés d'Extrême-Orient, où une convention de politesse impose l'emploi de périphrases ou de formes spéciales entre certains groupes d'individus, pour remplacer les références personnelles directes. Mais ces usages ne font que souligner la valeur des formes évitées; c'est l'existence implicite de ces pronoms qui donne leur valeur sociale et culturelle aux substituts imposés par les relations de classe.》
 - (9) Bの三人称の否定的な規定に対して、A. JOLY (1973)は三人称こそが人称の出発点で、動作を演じる全ての候補の集合であると主張する。Bの考える *personne* とは、あくまで *subjectivité* を担った人のことであり、動作を演じる人物のことではない。Bの主張で最も重要なのは *subjectivité* と *personnalité* の区別であり、その点に関しては A. JOLY は何の批判も行っていない。

- (10) 《Au couple *je/tu* appartient en propre une corrélation spéciale, que nous appellerons, faute de mieux, *corrélation de subjectivité*. Ce qui différencie “je” de “tu”, c’est d’abord le fait d’être, dans le cas de “je”, *intérieur* à l’énoncé et *extérieur* à “tu”, mais *extérieur* d’une manière qui ne supprime pas la réalité humaine du dialogue; car la 2^e personne des emplois cités en russe, etc., est une forme qui présume ou suscite une “personne” fictive et par là institue un rapport vécu entre “je” et cette quasi-personne; en outre, “je” est toujours *transcendant* par rapport à “tu”. Quand je sors de “moi” pour établir une relation vivante avec un être, je rencontre ou je pose nécessairement un “tu”, qui est, hors de moi, la seule “personne” imaginable. Ces qualités d’intériorité et de transcendance appartiennent en propre au “je” et s’inversent en “tu”. On pourra donc définir le “tu” comme la *personne non-subjective*, en face de la *personne subjective* que “je” représente; et ces deux “personnes” s’opposeront ensemble à la forme de “non-personne” (=“il”).
- (11) 《Par exemple, la phrase “Il pleut”, en tant que phrase, tout comme la phrase anglaise “It’s raining” ne contient aucune marque de la subjectivité. Cependant, dans beaucoup de contextes – peut-être même la plupart des contextes de tous les jours – le sujet parlant indiquera par l’intonation et les traits paralinguistiques dont il revêt son énoncé, la qualité et le degré de sa prise en charge du contenu propositionnel de la phrase qu’il énonce. Il est important que nous respections entre ce qui est énoncé dans les phrases d’une langue et ce qui peut être véhiculé par les traces des opérations d’énonciation (si je peux emprunter ici la terminologie culiolienne) laissées dans les produits de l’activité langagière que sont les énoncés.》
- (12) ただし、言うまでもなく敬語がどの状況で使用されるかは、聞き手の存在なしに論じることにはできない。
- (13) instance という語の適切な訳語は存在しない。ここでは暫定的に文学における「語り」の研究の際に一般に用いられる「審級」という訳語をあてておく。
- (14) 《Les locuteurs sont nettement distingués, séparés l’un de l’autre. Les actes de locutions peuvent être représentés comme des intervalles fermés: quelqu’un prend la parole, quelqu’un perd sa parole...Il y a toujours quelque chose qui se présente comme un événement au sens de “se mettre à parler-ne plus parler”.

D’un autre côté vous avez le problème : énonciateur-co-énonciateur que je représente par *So* et *So’*. Ils renvoient à plusieurs concepts importants. Il s’agit d’*instances abstraites*, que j’installe dans mon système méta-linguistique pour des raisons précises: la première c’est que cela permet, si je fais des études qui portent sur la jonction par exemple à des problèmes d’argumentation, ou de représentation collective ou de construction du *sujet* énonciateur, de sortir du sujet

épistémologique, universel, sorte de point aveugle. La deuxième raison, c'est que, alors que pour "locuteur" vous avez affaire à des instances qui renvoient à des événements individués, séparés, vous ne pouvez pas être "autrui" au sens strict, vous ne pouvez pas être l'interlocuteur; vous pouvez être votre propre interlocuteur mais c'est une autre affaire. (...)

Les énonciateurs sont des instances que j'appellerai *séparables et non pas nécessairement séparées*. Dans certains cas, ça va pouvoir être ramené à une seule instance globale et dans d'autres, ça va être séparé: je suis un locuteur avec cette identification qui se fait tout du long, et j'aurai "je"; en particulier lorsque je suis *locuteur-asserteur*, pour pouvoir affirmer, produire une assertion, il faut *déclarer publiquement*: une assertion intériorisée n'est pas une assertion; et il faut d'un autre côté qu'il y ait un *engagement d'une personne qui prend en charge*, qui se porte garante, qui tient à affirmer quelque chose envers et contre vous.

Si vous avez simplement instance de locution, vous n'avez pas véritablement assertion. Pour avoir *prise en charge*, il faut se porter *garant*; et si c'est à l'intérieur d'un cadre institutionnel, le garant peut être sanctionné si ce dont il se porte garant ne se réalise pas. Si à un moment donné, vous assertez, au sens fort, que tel événement a telle conséquence et si ça ne produit pas (...), il peut y avoir sanction. Vous voyez l'importance de ne pas avoir un simple locuteur. C'est le problème de la *réserve intérieure*: on vous demande de jurer; vous pouvez jurer en faisant une réserve intérieure, à ce moment-là, *le locuteur a bien juré mais l'énonciateur (asserteur), lui, n'a pas garanti*.

Dans certains cas, vous allez avoir énonciateur-co-énonciateur qui sont séparés: le locuteur est dans ce cas identifié à l'énonciateur et l'énonciateur est identifié au locuteur puisqu'en fait *l'énonciateur est construit à partir du locuteur*. Dans d'autres cas ils vont pouvoir être confondus, au sens d'une coalescence. C'est ce qui va se passer avec "on" par exemple, ou l'interrogation rhétorique ou dans l'interrogation fictive d'un auteur qui au fur et à mesure écrit un article et se pose de fausses questions. Dans ce cas c'est un peu comme s'il construisait un interlocuteur fictif parce que tout énonciateur est en fait construit par rapport à soi-même comme son propre co-énonciateur.》

- (15) 古くは, KARL BÜHLER (1934), DAMOURETTE et PICHON (1911-1940) などを参照。
- (16) この例文の "tu" は特定のな解釈も可能であるが, 大事なことは, 不特定の人の代表に解釈されるという事実の方である。
- (17) DAUZAT (1946) 参照。
- (18) 《L'essentiel est donc de subvertir la réciprocité.》

- (19) 《or avec les bébés (...) on se trouve à la fois contraint de leur parler, puisqu'ils participent de notre intimité et conscient qu'ils ne pourront répondre, qu'ils ne sont pas des interlocuteurs à part entière.》
- (20) 乳幼児に用いる *je* の他に、大人どうしても口論の時に相手に向かって、“De quoi je me mêle?” (おまえになんか関係ないだろう。) という言い方ができる。この種の用法では、相手を反ばくの資格のない主体として、相手の立場を認めず、「無化」してしまうため、*tu* の代わりに *je* が用いられると考えられる。
- (21) “Nous allons à présent examiner...” や “Nous avons donc vu que...” などが挙げられる。
- (22) 新聞に現われる *nous* および *on* の使用に関しては、J. SIMONIN (1984) の記述が詳しい。
- (23) 定位点との関係づけという観点からは、動詞直説法現在形、単数形不定冠詞、不定代名詞 *on* は共通の問題を有している。即ち、関係の限定の仕方についてそれぞれの文法範ちゅうを越えたレベルで共通に論じることが可能なのである。この関係の限定様式に関する理論的な問題は、A. CULIOLI (1981), D. PAILLARD (1981) に詳しい。
- (24) この問題については G. KLEIBER (1987) を参照。
- (25) 実際の発話の場面において不適當であるというだけであって、その容認度には個人差があるものと思われる。実際に *nous* と *on* がどの程度に交換可能なかは綿密な調査を行なう必要がある。
- (26) ジブンがジブン以外の主体としか対立しないという考えは、廣瀬 (1988) から示唆を受けた。
- (27) ヒトは動物との対立で規定できる場合と、ジブンとの対立で規定できる場合がある。総称的なヒトではこの区別が判然としなくなるが、ここでは後者の場合のみを取りあげている。
- (28) 本稿で論じることができないが、日本語の文法現象にはこの「立ち会い人」という事態に居合わせる主体を設けることによって、理解できる現象が少なくない。いわゆる「視点表現」は言うに及ばず、「立ち会い人」のレベルのテンス・アスペクトの問題 (特にテシマウのような「完了」形式)、敬語述語の問題なども有機的に結び付けることができると思われる。また第1章で触れた名詞限定の問題で、何故日本語に冠詞がなくとも定・不定が理解できるのかという問題も、日本語の主体の「当事者」的な性格に思いをめぐらせば、「事態の場」においてすでに「立ち会い人」による場面限定が行なわれ、名詞句が限定されていることが解理されよう。また「取り立て」の問題も「立ち会い人」と絡めて考えると、日本語の「取り立て」は発話者レベルでの機能であり、「立ち会い人」とは距離のあるところでの一種の「限定操作」であると捉えることができるであろう。これらの問題は、専門家間でそれぞれ全く独立して研究されているのが現状であるが、対照の観点から捉えなおすとこれらがすべて「日本語らしさ」を形成するファクターとなっていることが理解できるのである。
- (29) しかし命令文においてジブンが常に不自然であるというわけでは決してない。例えば、「自分のことはもっと自分に自信をもって自分が納得のいくまで決して自分を甘やかすことなく自分の力だけでおやりなさい」。命令文で不自然なジブンは、共発話者への呼称として機能するジブンである。

参考文献

- BENVENISTE, E. (1966) : *Problèmes de linguistique générale* I, Gallimard.
- BERNARD, G. (1987) : *Formalisation des relations prédicatives, Collection ERA 642 (UA 04 1028)*, DRL, Paris 7.
- BÜLHER, K. (1934) : *Sprachtheorie. Die Darstellungsfunktion der Sprache*, Jena.
邦訳は脇阪豊(他)『言語理論：言語の叙述機能』(上・下)クロノス, 1983 がある。
- CRESSOT, M. (1943) : "Transposition de personne et impersonnalisation", in *Français Moderne*, tome XI, p.255-262.
- CULIOLI, A. (1973) : "Sur quelques contradictions en linguistique", in *Communication* 20, pp.83-91.
- (1981) : "Concept de notion", in *Bulletin de Linguistique Appliquée et Générale*, n°8, Université de Besançon, pp.62-79.
- (1984) : "Théorie du langage et théorie des langues", in *E. Benveniste aujourd'hui* I, Société pour l'information grammaticale, pp.77-85.
- (1985) : *Notes du séminaire de DEA*, DRL. Université de Paris 7.
- DAMOURETTE, J. & PICHON, Ed. (1911-1940) : *Des mots à la pensée, Essai de grammaire française*, d'Artrey.
- DAUZAT, A. (1946) : *Etudes de Linguistique française* (2e éd.), d'Artrey.
- GREVISSE, M. (1969) : *Bon Usage* (9e éd.), Duculot.
- JOLY, A. (1973) : "Sur le système de la personne", in *Revue des Langues Romanes*, tome LXXX, fasc.1. (repris in *Essai de systématique énonciative*, Presse Universitaire de Lille, 1987.)
- KLEIBER, G. (1987) : *Du côté de la référence verbale. Les phrases habituelles*, Peter Lang, Berne.
- KURODA, S.-Y. (1979) : *Quatre coins de la linguistique*, Seuil.
- LYONS, J. (1984) : "La subjectivité dans le langage et dans les langues", in *E. Benveniste aujourd'hui* I, Société pour l'information grammaticale, pp. 131-139.
- MAINGUENEAU, D. (1981) : *Approche de l'énonciation en linguistique française*, Hachette Université.
- NYROP, Ch. (1979) : *Grammaire historique de la langue française*, V, (4e éd.) Slatkine, Reprints, Genève.
- PAILLARD, D. (1981) : "Nécessaire et possible. A propos des relations inter-énoncés", in *Bulletin de Linguistique Appliquée et Générale*, n° 8, Université de Besançon, pp.80-107.
- (1984) : *Énonciation et détermination en russe contemporain*, Institut d'études slaves.
- SANFELD, Kr. (1970) : *Syntaxe du français contemporain* I. Pronoms, Honoré Champion.
- SIMONIN, J. (1984) : "Repérages énonciatifs", in *La langue au ras du texte*, Presse Universitaire de Lille. pp.133-203.
- TOGEBY, K. (1982) : *Grammaire française, vol. I : le nom*. Etudes Romanes de l'Université de Copenhague.

- 泉 邦寿 (1987) : 「動詞モデル/カエルとその対応語—日仏語彙の対照研究—」『日本語学』10月号, 明治書院, 31-39頁.
- 川口順二 (1983) : 「人称の概念について—日・英・仏を中心にして—」『日本語学』4月号, 明治書院, 49-62頁.
- 川本茂雄 (他) (1983) : 『日・仏語の対照言語学的研究論集』文部省科学研究費による総合研究(A)昭和55-57年度研究成果報告書, 早稲田大学.
- 久野 暉 (1978) : 『談話の文法』, 大修館書店.
- 国立国語研究所 (編) (1984) : 『日仏語の基本語彙の対照言語学的研究論集』昭和58-60年度文部省科学研究費補助金による研究成果報告書.
- 鈴木孝夫 (1973) : 『ことばと文化』, 岩波書店.
- (1975) : 「自称詞としての「ひと」」『慶応大言語文化研究所紀要』第8号, 43-58頁.
- 高橋秀雄 (1980) : 「日本語とフランス語—「動き」のとらえ方を比較する—」『愛知大学文学論叢』69, 1-18頁.
- 寺村秀夫 (1982) : 「言語の対照的分析と記述の方法」『講座日本語学』第10巻, 明治書院, 2-14頁.
- 廣瀬幸生 (1988) : 「私的表現と公的表現」『文藝言語研究 言語篇』第14号, 筑波大学, 37-56頁.
- ドルス フランス (1987) : 「行ってきます」—日仏対照研究の一樣相—『日本語学』10月号, 明治書院, 40-48頁.

Résumé

Le présent article vise à mettre en évidence deux différents modes de construction de la catégorie grammaticale de la personne en français et en japonais. A cet effet on examine d'abord l'hypothèse émise par E. BENVENISTE selon laquelle la particularité des pronoms personnels *je* et *tu* réside dans le fait qu'ils sont en corrélation de *subjectivité* et ils s'opposent en bloc à *il*, qui est défini comme *non personne*. A la suite de BENVENISTE, A. CULIOLI définit *je*, *tu*, *il* comme des traces d'opération mettant en jeu des relations complexes entre *énonciateur*, *co-énonciateur*, *locuteur* et *co-locuteur*. Nous essayons, à la lumière des travaux de BENVENISTE et de CULIOLI, de rendre compte des fonctionnements de pronoms personnels tels que *je*, *tu*, *il*, *nous*, qui s'emploient, outre leur usage "normal", à la place d'autres pronoms personnels : *je* pour *tu* (ex. Comme j'ai de beaux yeux.); *tu* pour *on* (Ex. Avec cette voiture tu te sens un autre homme.); *il* pour *tu* (Ex. Il a été gentil?); *nous* pour *tu* (Ex. Alors, nous ne voulons pas nous coucher aujourd'hui?). Cette "transposition" de la personne marque une relation particulière, mais régulière entre les sujets de l'énonciation. Le mécanisme consiste fondamentalement à régler, à partir de la reconnaissance du rapport existant entre le locuteur et le co-locuteur, le rapport de l'énonciateur avec le co-énonciateur. Ainsi *je* est la marque de la coalescence du co-énonciateur dans l'énonciateur; *tu* est la marque du représentant d'un sujet quelconque; *il* représente un sujet absent dans l'espace inter-subjectif; *nous* marque que (i) le co-énonciateur ne s'oppose pas à l'énonciateur en créant

le rapport de dépendance avec ce dernier ou que (ii) les sujets énonciateurs en collectivité reconnaissent dans le locuteur le pouvoir ou l'autorité (c'est le cas de *nous* de majesté.) A ces pronoms personnels s'ajoute, enfin, le pronom indéfini *on* qui annule toute opposition entre l'énonciateur et le co-énonciateur, et qui peut prendre selon les contextes appropriés la valeur de tous les autres pronoms personnels. En dernière analyse *on* se caractérise par rapport aux autres qui s'organisent autour de l'énonciateur et du co-énonciateur, comme marque de la décentralisation de l'espace inter-subjectif.

En japonais il existe deux séries de pronoms personnels qui fonctionnent respectivement en relation avec le locuteur et le co-locuteur et, en relation un actant prédicatif et le sujet qui valide l'événement exprimé par la relation prédicative. Dans la première série se rangent *watashi*, *anata*, *kare*, etc. et dans la seconde *jibun* et *hito*. Le trait caractéristique du japonais, en comparaison avec le français, est que le sujet valideur de l'événement que nous appellerons en japonais *tatai-nin* (celui qui est co-présent avec l'événement et en témoigne) constitue le centre de l'organisation de la catégorie de la personne, de l'aspect-temps, de la modalité. *Jibun* marque que le sujet valideur de l'événement est en même temps le participant au procès. *Hito* est défini négativement comme un sujet qui n'est pas *jibun*. Le français construit un événement par rapport à l'énonciateur avec les procédés de centralisation ou de décentralisation, alors que le japonais construit un événement par rapport au sujet valideur, et le rapporte à l'énonciateur. Telle est la différence cruciale entre ces deux langues, qui se manifeste non seulement sur le plan des pronoms personnels, mais également sur d'autres, tels la voix, l'aspect et la détermination.